

J R A ファシリティーズ株式会社

規程集

追録第 2 8 号

令和 2 年 1 0 月 1 日現在

J R Aファシリティーズ株式会社 規程集

追録第28号

1. J R Aファシリティーズ株式会社 給与規程
2. J R Aファシリティーズ株式会社 確定給付企業年金規約

J R A ファシリティーズ株式会社
規程集

令和2年10月1日現在

白紙

J R A ファシリティーズ株式会社 給与規程

(昭和 48 年 2 月 9 日設定)

(目 的)

第 1 条 この規程は、就業規則第 4 6 条に規定する社員の給与の支給に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(原 則)

第 2 条 給与は、無労働無報酬を原則とする。

2 当会社の正常な業務上の指揮下でない労働に対しては支給しない。

(給与の種類)

第 3 条 社員の給与は、次の各号のとおりとする。

(1) 本俸

(2) 諸手当

ア 家族手当

イ 住居手当

ウ 時間外勤務手当

エ 宿日直手当

オ 役付手当

カ 開催日業務手当

キ 特別都市手当

ク 単身赴任手当

ケ 業績手当

コ 寒冷地手当

サ 特別手当

シ 工事現場手当

(本 俸)

第 4 条 本俸は、職務内容、職責の度合、本人の能力、経験及び技能等に基づいて分類された職務の級に応じて支給するものとし、その分類の基準は社長が別に定める。

2 前項に掲げる本俸月額は、別表 1 から別表 3 によるものとする。

(初任給)

第 5 条 新たに採用した社員の本俸は、その者が任用された職務の級の初号俸とする。ただし、職務の内容によりこれによることが適当でない場合、その職務について資格、経験若しくは特殊の技能を必要とする場合又は本人に同種の職務に従事した経歴がある場合には、別に定める基準による。

2 新たに採用した社員の年齢が満 18 歳に満たない場合には、その者に支給する本俸は社長が別に定める。

(昇 給)

第 6 条 社員の昇給は、毎年 1 月 1 日（社長が特に認めた場合にあつては、社長が定める日）に、同日前 1 年間に良好な成績で勤務したときは、行うことがある。

2 前項の規定により昇給させる場合の昇給の号俸数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した社員の昇給の号俸数を 4 号俸とすることを標準とし、役付手当の支給を受ける社員については 3 号俸を標準として、社長が定める基準に従い決定するものとする。

- 3 社長が勤務成績が特に優秀であると認めた者については、第1項の規定にかかわらず、同項に規定する期間を短縮し、若しくはその者が支給を受けている号俸の2号以上上位の号俸まで昇給させ、又はそのいずれをも併せて行うことがある。
 - 4 在職中の功績が顕著である社員が退職する場合に次のいずれかに該当するときは、第1項の規定にかかわらず、昇給期間を短縮し、又はその者が受けている号俸の直近上位の号俸に昇給させることができる。
 - (1) 事業運営上組織の改廃その他これに準ずる事由により人員を減ずる必要により退職する場合
 - (2) その他社長が必要と認めた場合
 - 5 社員の本俸月額が、その属する職務の級における最高の号俸の額である場合又はこれを超えている場合には、その者が同一の職務の級にある間は、昇給させない。ただし、これらの本俸月額を受けている社員であって、次に掲げる者については、その者の属する職務の級における最高の号俸の額とその直近下位の号俸の額との差額を現に受ける本俸月額に加えた額に昇給させることがある。
 - (1) その本俸月額を受けるに至った時から12ヵ月を下らない期間を良好な成績で勤務した者
 - 6 満55歳以上の社員については、第1項、第3項及び第5項第1号の規定による昇給はさせない。ただし、社長が特に勤務成績が優秀であると認めた者については、この限りではない。
 - 7 病気休暇者、介護休暇者及び育児休業者の昇給については、社長が別に定める。
(給与の支払方法)
- 第7条 給与は、所得税法その他の税法による税金及び社会保険に関する法律による個人負担金を控除した残額に相当する金額を、通貨で直接社員に支払う。ただし、社員の同意を得た場合は、社員が指定する銀行その他金融機関における当該社員名義の預金又は貯金の口座へ振込みによることができる。
- 2 給与支払額の通知は、支給の際に給与明細書を交付する。
(本俸等の支給日)
- 第8条 本俸、家族手当、住居手当、役付手当、特別都市手当、単身赴任手当及び業績手当は、その月の分を次の各号に掲げる日に支給し、時間外勤務手当、宿日直手当及び開催日業務手当は、その月の分を翌月の16日に支給する。ただし、次の各号に掲げる日が当会社の就業規則(以下「規則」という。)第9条の休日又は金融機関の休日にあたるときは、繰上げて支給する。
- (1) その月の15日現在において勤務している社員については、その月の16日
 - (2) その月の16日以後に採用した社員については、その月の末日
(非常時払)
- 第9条 社員が、社員又はその収入によって生計を維持する者の婚礼、出産、疾病、災害、葬儀その他これに準ずる非常の場合の費用にあてるため、給与の支払いを請求したときは、前条の規定にかかわらず、請求の日までの分を日割りによって計算して支給する。
(本俸等の計算)
- 第10条 新たに社員となった者には、その日から本俸を支給し、社員が退職したときは、その日まで本俸を支給する。
- 2 社員が死亡したときは、その月まで本俸を支給する。
 - 3 第1項の本俸の支給額は、その月の日数から休日の日数を差し引いた日数を基礎とし

て行うものとする。

4 前3項の規定は、役付手当、特別都市手当、業績手当及び工事現場手当について適用する。

(家族手当)

第11条 家族手当は、扶養親族のある社員に対して支給する。

2 家族手当の支給については、次の各号に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその社員の扶養をうけている者を扶養親族とする。ただし、所得等別に定める基準により、扶養親族としない場合がある。

- (1) 配偶者（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）
- (2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫
- (3) 満60歳以上の父母及び祖父母
- (4) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
- (5) 重度心身障害者

3 家族手当の月額及び認定等は、社長が別に定める。

(家族手当の支給方法)

第12条 新たに社員となった者に扶養親族がある場合又は社員に次の各号に該当する事実が生じた場合においては、その社員は、直ちにその旨を社長又はその委任を受けた者に、別に定める扶養親族届を提出しなければならない。

- (1) 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合
- (2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合

2 家族手当は、新たに社員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が社員となった日、社員に前項第1号に掲げる事実が生じた場合においてはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から、それぞれその支給を開始し、又はその支給額を改定する。ただし、その届出が、これに係る事実が生じた日から15日を経過した後においてなされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給を開始し、又はその支給額を改定する。

3 家族手当は、社員に第1項第2号に掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもってその支給を終る。

(住居手当)

第13条 自ら居住するための住宅（借間を含む。）を借受け、家賃を支払っている社員（福利厚生規程第28条により社宅の貸付を受けている社員及びその他社長が別に定める社員を除く。）及び自己の所有する家に居住する社員には、社長が別に定める住居手当を支給する。

(時間外勤務手当)

第14条 休日以外の日において正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた社員（役付手当の支給を受けている社員を除く。）には、その勤務した時間に応じ、時間外勤務手当を支給する。

2 前項の時間外勤務手当の支給額は、時間外勤務1時間につき、時間外基準額の100分の125（その勤務時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の150）を乗じて得た額とする。

3 前項の時間外基準額は、本俸の月額（第31条の規定により減額して給与を支給する

場合にあつては、本俸の月額から同条に規定する額を減じて得た額。以下この条において同じ)、特別都市手当の月額、開催日業務手当、業績手当、寒冷地手当及び工事現場手当の合計額に1.2を乗じ、その額を当該年度における正規の勤務時間数(休憩時間を除く。)で除して得た額とする。

(休日給)

第15条 休日に勤務することを命ぜられた社員(役付手当の支給を受けている社員を除く。)には、その休日に勤務した時間1時間につき、前条第3項の時間外基準額に100分の135(その勤務時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の160)を乗じて得た額を支給する。ただし、その休日が12月29日から翌年1月3日までのいずれかの日である場合については、その休日に勤務した時間1時間につき、前条第3項の時間外基準額の100分の150(その勤務時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の160)を乗じて得た額を支給する。

(時間外勤務時間の計算)

第16条 時間外勤務時間の計算において、通算の結果30分以下の端数を生じたときには30分に、30分を超え1時間未満の端数を生じたときは1時間に切上げるものとする。

(宿日直手当)

第17条 規則第13条により宿直勤務又は日直勤務を命ぜられた社員には、社長が別に定める宿日直手当を支給する。

(役付手当)

第18条 社長が別に指定する職にある社員には、本俸月額(第31条の規定により減額して給与を支給する場合にあつては、本俸月額から同条に規定する額を減じて得た額。以下この条において同じ)に100分の21以内で社長が別に定める割合を乗じて得た額の役付手当を毎月支給する。

(開催日業務手当)

第19条 社長が指名する開催日業務に従事した社員には、社長が別に定める開催日業務手当を支給する。

(特別都市手当)

第20条 特別都市手当は、物価及び生計費が特に高い地域に在勤する社員に支給する。

2 支給地域及び支給率、その他特別都市手当の支給に関し必要な事項は、社長が別に定める。

(単身赴任手当)

第21条 勤務場所を異にする配置換に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の社長が別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった社員で、当該配置換の直前の住居から当該配置換の直後の勤務場所に通勤することが社長の定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活している社員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から勤務場所に通勤することが、社長の定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りではない。

2 前項の規定による単身赴任手当を支給される社員との権衡上必要があると認められるものとして社長が指定した社員には、同項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

3 前2項に規定するもののほか、単身赴任手当の支給に関し必要な事項は、社長が別に定める。

(業績手当)

第22条 当会社の業績が好調であると認められる場合には、その期間、社長の定める額

を業績手当として本俸に加えて支給することがある。

(寒冷地手当)

第23条 寒冷地手当は10月31日(以下「基準日」という。)に北海道その他寒冷の地域(以下「寒冷地」という。)に在勤する社員(休職者であって休職の際これらの地域に在勤した者のうち社長が指定したものを含む。)には、基準日の翌月の給与支払日に寒冷地手当を支給する。

2 寒冷地手当の対象地域、支給額及びその他支給に関し必要な事項は、社長が別に定める。

第24条 基準日の翌日から社長が定める日までの間に、採用、配置換、復職等の事由により社員として寒冷地に在勤することとなった者(第1項の規定により寒冷地手当の支給を受けていた者を除く。)には、社長が別に定める基準により寒冷地手当を支給する。

第25条 前2条の規定により寒冷地手当の支給を受けた社員が、社長が別に定める期間内に次の各号に該当したときは、当該社員に対し社長が定める額を追給し、又は返納させるものとする。

- (1) 寒冷地手当の額の異なる地域又は寒冷地以外の地域への異動
- (2) 世帯等の区分の変更
- (3) 社員としての資格を失ったとき(死亡による場合を除く。)
- (4) 休職者若しくは出勤停止者となること又は休職者若しくは出勤停止者が復職すること
- (5) 前各号に掲げるもののほか、社長が別に定める事由

(特別手当)

第26条 特別手当は、毎年2回以内において支給することがある。

2 特別手当の支給基準等は社長が別に定める。

(工事現場手当)

第27条 工事現場監督として工事現場に派遣を命ぜられた者に対しては、別に定めるところにより手当を支給する。ただし、役付手当が支給されている者は支給しない。

(介護休暇を受けた社員の給与)

第28条 規則第18条の規定により介護休暇を受けた者の給与は、その期間の勤務しない1時間につき、給与基準額に基づき算出して得た額を、減額して支給する。

2 前項の給与基準額は、本俸の月額(第31条の規定により減額して給与を支給する場合にあっては、本俸の月額から同条に規定する額を減じて得た額。以下この条において同じ。)、特別都市手当の月額及び業績手当の合計に1.2を乗じ、その額を当該年度における正規の勤務時間数(休憩時間を除く。)で除して得た額とする。

3 前項に定めるもののほか、介護休暇を受けた社員の給与に関し必要な事項は、社長が別に定める。

(休職者の給与)

第29条 社員が就業規則第27条第1項第3号の規定により休職を命じられたときは、その休暇期間が満1年に達するまでは、その者に本俸(第31条の規定により減額して給与を支給する場合にあっては、当該本俸から同条に規定する額を減じて得た額。以下この条において同じ)及び家族手当の100分の80以内を支給することがある。

2 社員が懲戒に該当すると認められる行為があったため休職を命ぜられたときは、その休職期間中、その者に本俸及び家族手当の100分の80以内を支給することがある。

3 就業規則第27条第1項第1号により休職を命ぜられた当該期間中の給与については、

人事委員会で協議して決定する。

4 休職者に対しては、別に定める場合を除き、前各項の規定によるもののほか、いかなる給与も支給しない。

第29条の2 当会社の都合により他に出向を命ぜられた社員に対する当該期間中の給与については、社長が別に定める。

(育児休業者等の給与等)

第30条 規則第20条第1項の規定により育児休業をしている期間については、給与を支給しない。

2 規則第20条第2項の規定により、1日の勤務時間の一部について勤務しない場合は、その勤務しない1時間につき、第28条第2項に規定する給与基準額に基づき算出して得た額を、減額して支給する。

3 育児休業をした社員が復帰した場合には、当該育児休業をした期間の2分の1に相当する期間を引続き勤務したものとみなして、別に定めるところにより、本俸月額を調整し、又は昇給期間を短縮することがある。

4 前3項に定めるもののほか、必要な事項は社長が別に定める。

(満55歳以上の社員の給与)

第31条 社員が、満55歳に達した日後における最初の4月1日以後は、社長が特に認める社員を除き、本俸月額の100分の5に相当する額以内で社長が定める額を減額して給与を支給する。

(適用除外)

第32条 第6条第5項ただし書、第11条及び第20条の規定は、第18条の規定により役付手当の支給を受ける社員には適用しない。

(子の看護及び男性社員の育児休暇を取得した者の給与)

第33条 規則第20条の2及び第20条の3の規定により休暇を取得した日については、給与を支給しない。

(退職の場合の取扱い)

第34条 月の途中で退職した場合の社員の給与は、特に定めのある場合を除き、すべて日割計算とする。ただし、家族手当に限り、当該月額を支給する。

(端数の処理)

第35条 給与を支給する際生じた円未満の端数の整理は、国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律(昭和25年法律第61号)の規定の例による。

(実施基準)

第36条 この規程の実施にあたり必要な事項は、社長が別に定める。

(規程の改廃)

第37条 この規程の改正又は廃止は、取締役会の決議による。

附 則 (改正沿革)

昭和48年2月9日設定	昭和55年6月24日改正	昭和55年11月1日改正
昭和63年1月1日改正	昭和63年12月5日改正	平成1年9月6日改正
平成2年12月5日改正	平成4年9月9日改正	平成5年6月29日改正
平成6年6月30日改正	平成6年10月13日改正	平成7年6月15日改正
平成7年12月5日改正	平成8年6月18日改正	平成9年6月17日改正

平成 10 年 6 月 10 日改正	平成 11 年 6 月 9 日改正	平成 14 年 3 月 13 日改正
平成 15 年 7 月 1 日改正	平成 17 年 9 月 8 日改正	平成 18 年 4 月 5 日改正
平成 18 年 7 月 1 日改正	平成 19 年 9 月 21 日改正	平成 19 年 10 月 1 日改正
平成 20 年 1 月 1 日改正	平成 20 年 7 月 1 日改正	平成 21 年 6 月 9 日改正
平成 24 年 1 月 1 日改正	平成 27 年 4 月 1 日改正	平成 28 年 4 月 1 日改正
平成 29 年 1 月 1 日改正	平成 29 年 4 月 1 日改正	令和 2 年 4 月 1 日改正

附 則

第 22 条に規定する業績手当は平成 15 年 7 月 1 日以降支給しない。

附 則

- 1 この規程は、平成 18 年 4 月 5 日から実施し、平成 18 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 経過措置として、改正後の共栄商事株式会社給与規程（以下「改正後の規程」という。）第 30 条の規定にかかわらず、改正後の規程第 18 条の規定により役付手当の支給を受ける社員については、平成 18 年 4 月 1 日から社長が別に定める日までの間、改正後の規程の規定により家族手当を支給する。
- 3 経過措置として、改正後の規程第 30 条の規定にかかわらず、改正後の規程第 18 条の規定により役付手当の支給を受ける社員については、平成 18 年 4 月 1 日から社長が別に定める日までの間、改正後の規程の規定により特別都市手当を支給する。

附 則

- 1 この規程は、平成 19 年 10 月 1 日から実施する。
- 2 改正後の規程第 3 条の規定にかかわらず、施行日の前日において旧共栄商事株式会社、旧日本競馬施設株式会社、旧競馬飼糧株式会社又は旧新和サービス株式会社の社員であった者に係る平成 19 年 12 月 31 日までの諸手当の支給については、なお従前の例による。
- 3 改正後の規程第 4 条の規定にかかわらず、施行日の前日において、旧共栄商事株式会社、旧日本競馬施設株式会社、旧競馬飼糧株式会社又は旧新和サービス株式会社の社員であった者に係る本俸月額の手当の支給については、なお当分の間、従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成 20 年 1 月 1 日から実施する。
- 2 改正後の規程第 3 条第 2 号の規定にかかわらず施行日の前日において、旧日本競馬施設株式会社の社員であった者に係る役付手当、調整手当については、なお当分の間、従前の例により支給し、家族手当及び特別都市手当を受給する役付手当受給者については、経過措置の適用はしないものとする。
- 3 改正後の規程第 3 条第 2 号の規定にかかわらず、施行日の前日において旧競馬飼糧株式会社の社員であった者に係る家族手当、独立生計者以外の者の住居手当、役付手当及び職務手当については、なお当分の間従前の例により支給し、特別都市手当は適

用しないものとする。

- 4 改正後の規程第3条第2号の規定にかかわらず、施行日の前日において、旧新和サービス株式会社の社員であった者に係る役付手当については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成20年7月1日から実施する。ただし、第4条第2項の別表は、平成20年1月1日から適用する。
- 2 なお、前項のただし書きについては、平成20年6月30日以前に退職した社員であった者には適用しない。
- 3 施行日の前日において、旧共栄商事株式会社、旧日本競馬施設株式会社、旧競馬飼糧株式会社又は旧新和サービス株式会社の給与規程による本俸月額を支給を受けていた社員の職務の級及び本俸月額の切替えに関し必要な事項は、社長が定める。
- 4 改正前の旧共栄商事株式会社、旧日本競馬施設株式会社、旧競馬飼糧株式会社又は新和サービス株式会社の給与規程の規定に基づいて平成20年1月1日以後の分として社員に支払われた本俸及び本俸を算定の基礎とする諸手当は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。
- 5 改正後の規程第6条第1項の規定にかかわらず、施行日の前日において、旧共栄商事株式会社、旧日本競馬施設株式会社、旧競馬飼糧株式会社又は旧新和サービス株式会社の社員であった者に係る平成20年12月31日までの昇給については、なお従前の例による。
- 6 改正後の規程第26条第1項の規定にかかわらず、施行日の前日において、旧日本競馬施設株式会社の社員であった者に係る平成20年12月31日までの調整給については、なお従前の例による。

附 則

この規程は、令和2年10月1日から実施する。ただし、第4条第2項の別表は、令和2年1月1日から適用する。

別表1 (第4条)

総合職俸給表

号俸	M3級	M2級	M1級	事務IV級 技術IV級	事務III級 技術III級	事務II級 技術II級	事務I級 技術I級
	本俸月額	本俸月額	本俸月額	本俸月額	本俸月額	本俸月額	本俸月額
	円	円	円	円	円	円	円
1	629,200	590,800	517,600	388,600	312,600	258,200	161,200
2	631,600	592,400	521,200	393,000	316,400	261,600	164,200
3	634,000	594,000	524,800	397,400	320,200	265,000	167,200
4	636,400	595,600	528,400	401,800	324,000	268,400	170,200
5	638,800	597,200	532,000	406,200	327,800	271,800	173,200
6	641,200	598,800	535,600	410,600	331,600	275,200	176,200
7	643,600	600,400	539,200	415,000	335,400	278,600	179,200
8	645,200	602,000	542,800	419,400	339,200	282,000	182,200
9	646,800	603,600	546,400	423,800	343,000	285,400	185,200
10	648,400	605,200	550,000	428,200	346,800	288,800	188,200
11	650,000	606,800	553,600	432,600	350,600	292,200	191,200
12	651,600	608,400	557,200	437,000	354,400	295,600	194,200
13	653,200	610,000	560,800	441,400	358,200	299,000	197,400
14	654,000	611,600	564,400	445,800	362,000	302,400	200,600
15	654,800	613,200	568,000	450,200	365,800	305,800	203,800
16	655,600	614,800	571,600	454,600	369,600	309,200	207,000
17	656,400	616,400	574,100	459,000	373,400	312,600	210,200
18	657,200	618,000	576,600	463,400	377,200	314,300	213,400
19	658,000	619,600	579,100	467,800	381,000	316,000	216,600
20	658,800	621,200	581,600	472,200	384,800	317,700	219,800
21	659,600	622,800	584,100	476,600	388,600	319,400	223,000
22	660,400	624,400	586,600	478,500	390,400	321,100	226,200
23	660,700	626,000	588,000	480,400	392,200	322,800	229,400
24	661,000	627,600	589,400	482,300	394,000	324,500	232,600
25	661,300	629,200	590,800	484,200	395,800	326,200	235,800
26	661,600	629,500	592,200	486,100	397,600	327,900	239,000
27	661,900	629,800	593,600	488,000	399,400	329,600	242,200
28	662,200	630,100	595,000	489,900	401,200	331,300	245,400
29	662,500	630,400	596,400	491,800	403,000	333,000	248,600
30	662,800	630,700	597,800	493,700	404,800	334,700	251,800
31	663,100	631,000	599,200	495,600	406,600	336,400	255,000
32		631,300	600,600	497,500	408,400	338,100	258,200
33		631,600	602,000	499,400	410,200	339,800	259,800
34		631,900	603,400	500,500	411,200	340,700	261,400
35			603,700	501,600	412,200	341,600	263,000
36			604,000	502,700	413,200	342,500	264,600
37			604,300	503,800	414,200	343,400	266,200
38			604,600	504,900	415,200	344,300	267,800
39			604,900	506,000	416,200	345,200	269,400
40			605,200	507,100	417,200	346,100	271,000
41			605,500	508,200	418,200	347,000	272,600
42			605,800	509,300	419,200	347,900	274,200
43			606,100	510,400	420,200	348,800	275,800
44			606,400	511,500	421,200	349,700	277,400
45			606,700	512,600	422,200	350,600	279,000

46		607,000	513,100	422,700	351,500	280,600
47		607,300	513,600	423,200	352,400	282,200
48		607,600	514,100	423,700	353,300	283,800
49		607,900	514,600	424,200	354,200	284,600
50		608,200	515,100	424,700		285,400
51		608,500	515,600	425,200		286,200
52		608,800	516,100	425,700		287,000
53		609,100	516,600	426,200		287,800
54		609,400	516,800	426,400		288,600
55		609,700	517,000	426,600		289,400
56		610,000	517,200	426,800		290,200
57		610,300	517,400	427,000		291,000
58		610,600	517,600	427,200		291,800
59		610,900	517,800	427,400		292,600
60		611,200	518,000	427,600		293,400
61		611,500	518,200	427,800		294,200
62						295,000
63						295,800
64						296,600

別表2（第4条）

エリア限定職俸給表

号俸		M1級	Ⅳ級	Ⅲ級	Ⅱ級		Ⅰ級	
		本俸月額	本俸月額	本俸月額	本俸月額	本俸月額	本俸月額	本俸月額
		円	円	円	円	円	円	円
1	90	420,400	351,100	283,900	232,700	319,500	160,700	265,500
2	91	423,400	353,200	286,000	234,300	319,900	163,900	265,900
3	92	426,400	355,300	288,100	235,900	320,300	167,100	266,300
4	93	429,400	357,400	290,200	237,500	320,700	170,300	266,700
5	94	432,400	359,500	292,300	239,100	321,100	173,100	267,100
6	95	435,400	361,600	294,400	240,700	321,500	175,900	267,500
7	96	438,400	363,700	296,500	242,300	321,900	178,700	267,900
8	97	441,400	365,800	298,600	243,900	322,300	181,500	268,300
9	98	444,400	367,900	300,700	245,500		183,100	268,700
10	99	447,400	370,000	302,800	247,100		184,700	269,100
11	100	450,400	372,100	304,900	248,700		186,300	269,500
12	101	453,400	374,200	307,000	250,300		187,900	269,900
13	102	456,400	376,300	309,100	251,900		189,500	270,300
14	103	458,700	378,400	311,200	253,500		191,100	270,700
15	104	461,000	380,500	313,300	255,100		192,700	271,100
16		463,300	382,600	315,400	256,700		194,300	
17		465,600	384,700	317,500	258,300		195,900	
18		467,900	386,800	319,600	259,900		197,500	
19		470,200	388,900	321,700	261,500		199,100	
20		472,500	391,000	323,800	263,100		200,700	
21		474,800	393,100	325,900	264,700		202,300	
22		477,100	395,200	328,000	266,300		203,900	
23		478,100	397,300	330,100	267,900		205,500	
24		479,100	399,400	332,200	269,500		207,100	
25		480,100	401,500	334,300	271,100		208,700	
26		481,100	403,600	336,400	272,700		210,300	
27		482,100	405,700	338,500	274,300		211,900	
28		483,100	407,800	340,600	275,900		213,500	
29		484,100	409,900	342,700	277,500		215,100	
30		485,100	412,000	344,800	279,100		216,700	
31		486,100	414,100	346,900	280,700		218,300	
32		487,100	416,200	349,000	282,300		219,900	
33		488,100	418,300	351,100	283,900		221,500	
34		489,100	419,500	352,300	284,700		223,100	
35		489,400	420,700	353,500	285,500		224,700	
36		489,700	421,900	354,700	286,300		226,300	
37		490,000	423,100	355,900	287,100		227,900	
38		490,300	424,300	357,100	287,900		229,500	
39		490,600	425,500	358,300	288,700		231,100	
40		490,900	426,700	359,500	289,500		232,700	
41			427,900	360,700	290,300		233,500	
42			429,100	361,900	291,100		234,300	
43			430,300	363,100	291,900		235,100	

44		431,500	364,300	292,700	235,900
45		432,700	365,500	293,500	236,700
46		433,900	366,700	294,300	237,500
47		435,100	367,900	295,100	238,300
48		436,300	369,100	295,900	239,100
49		437,500	370,300	296,700	239,900
50		438,700	371,500	297,500	240,700
51		439,900	372,700	298,300	241,500
52		441,100	373,900	299,100	242,300
53		442,300	375,100	299,900	243,100
54		443,500	376,300	300,700	243,900
55		444,700	377,500	301,500	244,700
56		445,900	378,700	302,300	245,500
57		447,100	379,900	303,100	246,300
58			381,100	303,900	247,100
59			382,300	304,700	247,900
60			383,500	305,500	248,700
61			384,700	306,300	249,500
62			385,900	307,100	250,300
63			387,100	307,900	251,100
64			388,300	308,700	251,900
65			389,500	309,500	252,700
66			390,100	309,900	253,500
67			390,700	310,300	254,300
68			391,300	310,700	255,100
69			391,900	311,100	255,900
70			392,500	311,500	256,700
71			393,100	311,900	257,500
72			393,700	312,300	258,300
73			394,300	312,700	258,700
74			394,900	313,100	259,100
75			395,500	313,500	259,500
76			396,100	313,900	259,900
77			396,700	314,300	260,300
78			397,300	314,700	260,700
79			397,900	315,100	261,100
80			398,500	315,500	261,500
81			399,100	315,900	261,900
82			399,700	316,300	262,300
83			400,300	316,700	262,700
84			400,900	317,100	263,100
85			401,500	317,500	263,500
86			402,100	317,900	263,900
87			402,700	318,300	264,300
88			403,300	318,700	264,700
89			403,900	319,100	265,100

別表3（第4条）

技能労務職俸給表

号俸		IV級		III級		II級		I級	
		本俸月額	本俸月額	本俸月額	本俸月額	本俸月額	本俸月額	本俸月額	本俸月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
1	81	362,000	288,400	411,600	221,200	333,200	163,200	261,700	
2	82	365,300	290,700	412,300	223,300	333,800	164,800	262,200	
3	83	368,600	293,000	413,000	225,400	334,400	166,400	262,700	
4	84	371,900	295,300	413,700	227,500	335,000	168,000	263,200	
5	85	375,200	297,600	414,400	229,600	335,600	169,900	263,700	
6	86	378,500	299,900	415,100	231,700	336,200	171,800	264,200	
7	87	381,800	302,200	415,800	233,800	336,800	173,700	264,700	
8	88	385,100	304,500	416,500	235,900	337,400	175,600	265,200	
9	89	388,400	306,800	417,200	238,000	338,000	177,500	265,700	
10	90	390,700	309,100	417,900	240,100	338,600	179,400	266,200	
11	91	393,000	311,400	418,600	242,200	339,200	181,300	266,700	
12	92	395,300	313,700	419,300	244,300	339,800	183,200	267,200	
13	93	397,600	316,000	420,000	246,400	340,400	185,100	267,700	
14	94	399,900	318,300	420,700	248,500	341,000	187,000	268,200	
15	95	402,200	320,600	421,400	250,600	341,600	188,900	268,700	
16	96	404,500	322,900	422,100	252,700	342,200	190,800	269,200	
17	97	406,800	325,200	422,800	254,800	342,800	192,700		
18		409,100	327,500		256,900		194,600		
19		411,400	329,800		259,000		196,500		
20		413,700	332,100		261,100		198,400		
21		416,000	334,400		263,200		200,300		
22		418,300	336,700		265,300		202,200		
23		420,600	339,000		267,400		204,100		
24		422,900	341,300		269,500		206,000		
25		425,200	343,600		271,600		207,900		
26		427,000	345,900		273,700		209,800		
27		428,800	348,200		275,800		211,700		
28		430,600	350,500		277,900		213,600		
29		432,400	352,800		280,000		215,500		
30		434,200	355,100		282,100		217,400		
31		436,000	357,400		284,200		219,300		
32		437,800	359,700		286,300		221,200		
33		439,600	362,000		288,400		222,200		
34		440,900	363,200		289,500		223,200		
35		442,200	364,400		290,600		224,200		
36		443,500	365,600		291,700		225,200		
37		444,800	366,800		292,800		226,200		
38		446,100	368,000		293,900		227,200		
39		447,400	369,200		295,000		228,200		
40		448,700	370,400		296,100		229,200		
41		450,000	371,600		297,200		230,200		
42		451,300	372,800		298,300		231,200		
43		452,600	374,000		299,400		232,200		

44	453,900	375,200	300,500	233,200
45	455,200	376,400	301,600	234,200
46	456,500	377,600	302,700	235,200
47	457,800	378,800	303,800	236,200
48	459,100	380,000	304,900	237,200
49	460,400	381,200	306,000	238,200
50	461,400	382,400	307,100	239,200
51	462,400	383,600	308,200	240,200
52	463,400	384,800	309,300	241,200
53	464,400	386,000	310,400	242,200
54	465,400	387,200	311,500	243,200
55	466,400	388,400	312,600	244,200
56	467,400	389,600	313,700	245,200
57	468,400	390,800	314,800	246,200
58	469,400	392,000	315,900	247,200
59	470,400	393,200	317,000	248,200
60	471,400	394,400	318,100	249,200
61	472,400	395,600	319,200	250,200
62	473,100	396,800	320,300	251,200
63	473,800	398,000	321,400	252,200
64	474,500	399,200	322,500	253,200
65	475,200	400,400	323,600	253,700
66	475,400	401,100	324,200	254,200
67	475,600	401,800	324,800	254,700
68	475,800	402,500	325,400	255,200
69	476,000	403,200	326,000	255,700
70	476,200	403,900	326,600	256,200
71	476,400	404,600	327,200	256,700
72	476,600	405,300	327,800	257,200
73	476,800	406,000	328,400	257,700
74		406,700	329,000	258,200
75		407,400	329,600	258,700
76		408,100	330,200	259,200
77		408,800	330,800	259,700
78		409,500	331,400	260,200
79		410,200	332,000	260,700
80		410,900	332,600	261,200

J R A ファシリティーズ株式会社確定給付企業年金規約

(平成 22 年 3 月 17 日設定)

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この確定給付企業年金（以下「本制度」という。）は、確定給付企業年金法（平成 13 年法律第 50 号。以下「法」という。）に基づき、本制度の加入者及び加入者であった者（以下「加入者等」という。）の老齢、脱退又は死亡についてこの規約の内容に基づく給付を行い、もって公的年金の給付と相まって加入者等及びその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする。

(事業主の名称及び住所並びに実施事業所の名称及び所在地)

第 2 条 本制度を実施する厚生年金適用事業所（以下「実施事業所」という。）の事業主（以下「事業主」という。）の名称及び住所は、別表第 1 イのとおりとする。

2 本制度の実施事業所の名称及び所在地は、別表第 1 ロのとおりとする。

第 2 章 加入者

(加入者)

第 3 条 本制度の加入者は、実施事業所に使用される厚生年金保険の被保険者（法第 2 条第 3 項に規定する厚生年金保険の被保険者をいう。以下同じ。）のうち、実施事業所の J R A ファシリティーズ株式会社就業規則（平成 29 年 4 月 1 日現在において効力を有する J R A ファシリティーズ株式会社就業規則をいう。以下「就業規則」という。）第 1 条に規定する社員（以下「従業者」という。）とする。

(資格取得の時期)

第 4 条 加入者は、実施事業所に使用されるに至った日（当該使用されるに至った日において従業者でない場合にあつては、従業者となった日）に、加入者の資格を取得する。

(資格喪失の時期)

第 5 条 加入者は、次に掲げるいずれかの日に、加入者の資格を喪失する。

- (1) 死亡した日
- (2) 従業者でなくなった日
- (3) その使用される事業所が実施事業所でなくなった日
- (4) 厚生年金保険の被保険者でなくなった日

(加入者期間)

第 6 条 加入者期間は、加入者の資格を取得した日の属する月から加入者の資格を喪失した日の属する月までの期間とする。

2 前項の規定にかかわらず、給付の額の算定の基礎となる期間（以下「給付額算定用加入者期間」という。）は、前項の加入者期間から、次の第 1 号及び第 2 号に定める期間に 0.5 を乗じて得た期間（1 月未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。）及び第 3 号に定める期間を控除した期間とする。

- (1) 実施事業所の就業規則第 27 条の規定に基づく休職（同規則同条第 5 号に該当する場合を除く。以下「休職」という。）を行った期間（休職を開始した日の属する月から復職した日の属する月の前月までの期間をいう。）
- (2) 実施事業所の J R A ファシリティーズ株式会社育児休業等に関する規程（平成 22 年 6 月 30 日現在において効力を有する J R A ファシリティーズ株式会社育児休

業等に関する規程をいう。)の規定に基づく育児休業(以下「休業」という。)を行った期間(休業を開始した日の属する月から復職した日の属する月の前月までの期間をいう。)

- (3) 実施事業所の就業規則第42条の規定に基づく出勤停止(以下「出勤停止」という。)を行った期間(出勤停止を開始した日の属する月から復職した日の属する月の前月までの期間をいう。)

第3章 基準給与、仮想個人勘定残高及び標準給与

(基準給与)

第7条 給付の額の算定の基礎となる給与(以下「基準給与」という。)は、実施事業所のJRAファシリティーズ株式会社給与規程(令和2年10月1日現在において効力を有する実施事業所のJRAファシリティーズ株式会社給与規程をいう。)第3条第1号に規定する本俸(以下「本俸」という。)とする。

- 2 休職期間中、休業期間中又は出勤停止中の者の基準給与は、前項の規定にかかわらず零とする。

(仮想個人勘定残高)

第8条 仮想個人勘定残高は、次の各号に掲げる額を合算した額とする。

- (1) 加入者の資格を取得した日の属する月から当該資格を喪失した日の属する月までの各月につき、各月末日現在における基準給与の額に当該日現在における給付額算定用加入者期間に応じた別表第2に定める率を乗じて得た額(1円未満の端数が生じた場合は、これを四捨五入する。)を累計した額

- (2) 加入者の資格を取得した日の属する月から当該資格を喪失した日の属する月までの各月につき、直前の3月末日現在における仮想個人勘定残高に再評価率を乗じて得た額(1円未満の端数があるときは、これを四捨五入する。)を12で除して得た額

(1

円未満の端数があるときは、これを四捨五入する。)を累計した額

- (3) 加入者の資格を喪失した日の属する月の翌月から年金の支給開始の日の属する月の前月までの各月につき、直前の3月末日現在における仮想個人勘定残高(加入者の資格を喪失した直後の3月末までは加入者の資格を喪失した日の仮想個人勘定残高)に繰下げ利率を乗じて得た額(1円未満の端数が生じた場合は、これを四捨五入する。)を12で除して得た額(1円未満の端数が生じた場合は、これを四捨五入する。)を累計した額

- 2 前項第2号の再評価率は、毎年、12月以前5年間に発行された国債(期間10年のものに限る。)の応募者利回りの平均値に0.5%を加えた率(0.1%未満の端数があるときは、これを四捨五入する。ただし、3.5%を上回る場合にあっては3.5%とし、0.5%を下回る場合にあっては0.5%とする。)に改定し、翌年の4月から1年間適用する。

- 3 第1項第3号の繰下げ利率は、毎年、その年の4月における確定給付企業年金法施行規則(平成14年厚生労働省令第22号。以下「規則」という。)第43条第2項第1号に規定する厚生労働大臣が定める率(当該厚生労働大臣が定める率が0.0%を下回る場合にあっては0.0%とする。)に改定し、その年の4月から1年間適用する。

(標準給与)

第9条 掛金の額の算定の基礎となる給与(以下「標準給与」という。)は本俸とし、毎

年1月1日現在の標準給与をその年の1月から12月まで（新たに加入者となった者については、加入者となった日現在の標準給与を加入者となった日の属する月からその年の12月まで）適用する。

第4章 給付

第1節 通則

（給付の種類）

第10条 事業主は、次に掲げる給付を行う。

- （1）老齢給付金
 - （2）脱退一時金
 - （3）遺族給付金
- （裁定）

第11条 給付を受ける権利（以下「受給権」という。）は、その権利を有する者（以下「受給権者」という。）の請求に基づいて、事業主が裁定する。

- 2 事業主は、前項の規定により裁定をしたときは、遅滞なく、その内容を第42条第1項の規定により締結した契約の相手方（以下「資産管理運用機関」という。）に通知しなければならない。
- 3 資産管理運用機関は、第1項の規定による裁定の内容に基づき、その請求をした者に給付の支給を行う。
- 4 第1項の規定による給付の裁定の請求は、受給権者の氏名、性別、生年月日及び住所を記載した請求書に、生年月日に関する市町村長（特別区の区長を含むものとし、指定都市にあっては、区長又は総合区長とする。以下同じ。）の証明書又は戸籍の抄本その他の生年月日を証する書類（以下この条において「基本添付書類」という。）を添付して、事業主に提出することによって行う。
- 5 遺族給付金の請求に当たっては、前項の請求書に第29条各号に掲げる者（以下「給付対象者」という。）の氏名、性別及び生年月日を記載し、かつ、基本添付書類及び次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付する。

- （1）第30条第1項第1号、第3号及び第5号に掲げる者

死亡した給付対象者と請求者との身分関係を明らかにすることができる市町村長の証明書又は戸籍の抄本（請求者が婚姻の届出をしていないが、死亡した給付対象者の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を証する書類）その他当該事実を証する書類

- （2）第30条第1項第2号及び第4号に掲げる者

前号に掲げる書類及び請求者が死亡した給付対象者の死亡の当時主としてその収入によって生計を維持していたことを証する書類

（標準年金額）

第12条 標準年金額は、支給開始時における仮想個人勘定残高を第14条第1項の規定により年金の支給開始時において選択した支給期間に応じた次の各号に定める率で除して得た額とする。

- （1）15年確定年金を選択した場合

12.94524（年金給付利率2.0%に応じた15年確定年金現価率）

- （2）10年確定年金を選択した場合

9. 04968 (年金給付利率2.0%に応じた10年確定年金現価率)

(端数処理)

第13条 本制度の給付のうち年金として支給されるもの(以下「年金給付」という。)の額に100円未満の端数が生じた場合は、これを四捨五入するものとし、年金として支給される1回ごとの額に1円未満の端数が生じたときは、これを1円に切上げるものとする。

2 本制度の給付のうち一時金として支給されるもの(以下「一時金給付」という。)の額に100円未満の端数が生じた場合は、これを四捨五入するものとする。

(支給期間)

第14条 年金の受給権者は、年金の支給開始時において、15年確定年金又は10年確定年金のうち、いずれかを選択するものとする。

2 本制度の年金給付は、前項の規定による年金の受給権者の選択に応じ、15年確定年金又は10年確定年金とし、その支給要件を満たした日の属する月の翌月から始め、権利が消滅した日の属する月で終わるものとする。

3 前項の規定にかかわらず、加入者が、加入者の資格を喪失することなく老齢給付金の支給要件を満たした場合には、当該老齢給付金の支給は、加入者の資格を喪失した日の属する月の翌月から始め、権利が消滅した日の属する月で終わるものとする。

(支払日及び支払方法)

第15条 年金給付の支払日は年4回1月、4月、7月及び10月の各10日(金融機関の休業日である場合には翌営業日)とし、それぞれの支払日にその前月分までをまとめて支払う。

2 一時金給付は、裁定の請求の手続が終了した後1月以内に支払う。

3 前2項の給付の支払は、資産管理運用機関が、加入者、加入者であった者又はその遺族があらかじめ指定した金融機関の口座に給付の額を振り込むことによって行う。

(給付の制限)

第16条 故意の犯罪行為により給付対象者を死亡させた者には、遺族給付金は、支給しない。給付対象者の死亡前に、その者の死亡によって遺族給付金を受けるべき者を故意の犯罪行為により死亡させた者についても、同様とする。

2 受給権者が、正当な理由がなくて法第98条の規定による書類その他の物件の提出の求めに応じないときは、給付の全部又は一部を行わない。

3 加入者又は加入者であった者が、次の各号に定めるその責めに帰すべき重大な理由により実施事業所に使用されなくなったときは、給付の全部又は一部を行わない。

(1) 窃取、横領、傷害その他刑罰法規に触れる行為により、事業主に重大な損害を加え、その名誉若しくは信用を著しく失墜させ、又は実施事業所の規律を著しく乱したこと。

(2) 秘密の漏えいその他の行為により職務上の義務に著しく違反したこと。

(3) 正当な理由がない欠勤その他の行為により実施事業所の規律を乱したこと又は事業主との雇用契約に関し著しく信義に反する行為があったこと。

4 加入者であった者が実施事業所に使用されなくなった後に前項各号のいずれかに該当していたことが明らかとなったときは、給付の全部又は一部を行わない。

(未支給の給付)

第17条 受給権者が死亡した場合において、その死亡した者に支給すべき給付でまだその者に支給しなかったもの(以下この条において「未支給給付」という。)があるとき

は、その者に係る第30条第1項各号に掲げる者は、自己の名で、その未支給給付の支給を請求することができる。

2 未支給給付を受けるべき者の順位は、第30条第1項各号の順位とする。

3 第1項の場合において、死亡した受給権者が死亡前にその給付を請求していなかったときは、その者に係る第30条第1項各号に掲げる者は、自己の名で、その給付を請求することができる。

4 第1項の規定による未支給給付の支給の請求は、請求者の氏名、性別、生年月日及び住所並びに死亡した受給権者の氏名、性別及び生年月日を記載した請求書に、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に掲げる書類を添付して、事業主に提出することによって行う。この場合において、請求者が前項の規定に該当する者であるときは、併せて、第11条第4項の例により、給付の裁定の請求書を事業主に提出しなければならない。

(1) 第30条第1項第1号、第3号及び第5号に掲げる者

死亡した受給権者と請求者との身分関係を明らかにすることができる市町村長の証明書又は戸籍の抄本（請求者が婚姻の届出をしていないが、死亡した受給権者の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を証する書類）その他当該事実を証する書類

(2) 第30条第1項第2号及び第4号に掲げる者

前号に掲げる書類及び請求者が死亡した受給権者の死亡の当時主としてその収入によって生計を維持していたことを証する書類

5 未支給給付を受けるべき同順位の者が2人以上あるときは、その1人のした未支給給付の支給の請求は、全員のためにその全額につきしたものとみなし、その1人に対してした未支給給付の支給は、全員に対してしたものとみなす。

(時効)

第18条 受給権の消滅時効については、民法（明治29年法律第89号）の規定を適用する。

(受給権の譲渡等の禁止等)

第19条 受給権は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。ただし、老齢給付金、脱退一時金及び遺族給付金を受ける権利を国税滞納処分（その例による処分を含む。）により差し押さえる場合は、この限りでない。

(給付に関する通知等)

第20条 事業主は、第11条第1項の規定による受給権の裁定その他給付に関する処分をしたときは、速やかに、その内容を請求者又は受給権者に通知しなければならない。

第2節 老齢給付金

(支給要件及び支給の方法)

第21条 加入者期間が20年以上である加入者又は加入者であった者が、60歳に達したときは、その者に老齢給付金を年金として支給する。

(年金額)

第22条 老齢給付金の額は、標準年金額に、支給開始時における仮想個人勘定残高を老齢給付金の支給を開始する月に適用される年金給付利率及び第14条第1項の規定により年金の支給開始時において選択した支給期間に応じて別表第3に定める率で除して得た額が標準年金額を上回る額を加算した額とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、老齢給付金の額は、当該老齢給付金の支給を開始した月の翌月以後最初に到来する4月から1年ごとに改定するものとし、改定後の額は、標準年金額に、支給開始時における仮想個人勘定残高を改定時に適用される年金給付利率及び第14条第1項の規定により年金の支給開始時において選択した支給期間に応じて別表第3に定める率で除して得た額が標準年金額を上回る額を加算した額とする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、第27条第1項の規定により脱退一時金の支給の繰下げを申し出ていた者であって、同条第2項第2号を選択し脱退一時金の一部の支給を受けたもの（以下「脱退一時金の一部の支給を受けた者」という。）の年金額は、前2項の規定により算出される額に50%を乗じて得た額とする。
- 4 第1項及び第2項の年金給付利率は、毎年、12月以前5年間に発行された国債（期間10年のものに限る。）の応募者利回りの平均値に0.5%を加えた率（0.1%未満の端数があるときは、これを四捨五入する。ただし、3.5%を上回る場合にあつては、3.5%とし、2.0%を下回る場合にあつては、2.0%とする。）に改定し、翌年の4月から1年間適用する。

（一時金として支給する老齢給付金）

第23条 老齢給付金の受給権者は、受給権の裁定を請求するとき、又は年金として支給する老齢給付金の支給を開始してから5年を経過した日以後、老齢給付金の受給権者が選択した保証期間が終了する日までの間、老齢給付金を一時金として支給することを請求することができる。ただし、次に掲げる事由に該当した場合にあつては、年金として支給する老齢給付金の支給を開始してから5年を経過する日までの間において、当該請求をすることができる。

- (1) 受給権者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたこと。
- (2) 受給権者がその債務を弁済することが困難であること。
- (3) 受給権者が心身に重大な障害を受け、又は長期間入院したこと。
- (4) その他前3号に準ずる事情

2 老齢給付金の受給権者が、前項ただし書の規定に基づき、年金として支給する老齢給付金の支給を開始してから5年を経過する前に老齢給付金を一時金として支給することを請求する場合にあつては、前項各号の特別な事情があることを明らかにすることができる書類を事業主に提出しなければならない。

3 老齢給付金の受給権者が第1項の請求をする場合には、老齢給付金のうち一時金として支給を請求する部分の割合として、次の各号のいずれかの割合（同項の請求をする前に脱退一時金の一部の支給を受けた者にあつては、第1号の割合に限る。）を選択することができる。

- (1) 100%
- (2) 50%

4 老齢給付金の支給開始後に前項第2号に該当し老齢給付金を一時金として支給することを請求した老齢給付金の受給権者に、当該請求をした日の属する月の翌月以後年金として支給する老齢給付金の額は、前条の規定にかかわらず、前条第1項及び第2項の規定により算出される額に50%を乗じて得た額とする。

5 第1項の請求をした老齢給付金の受給権者に一時金として支給する老齢給付金の額は、一時金の選択時期に応じ、次の各号に定める額に、第3項の規定により選択した割

合（老齢給付金の一部を一時金として支給を受けた者又は脱退一時金の一部の支給を受けた者については50%）を乗じて得た額とする。

(1) 年金の支給開始前に一時金給付を選択した場合

一時金給付を選択したときの仮想個人勘定残高

(2) 年金の支給開始後に一時金給付を選択した場合

標準年金額に年金として支給する老齢給付金の残余保証期間（老齢給付金の保証期間から既に老齢給付金の支給を受けた期間を控除した期間をいう。以下同じ。）に応じて別表第4に定める率を乗じて得た額

(失権)

第24条 老齢給付金の受給権は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、消滅する。

(1) 老齢給付金の受給権者が死亡したとき。

(2) 年金の受給権者が年金の支給開始時において第14条第1項の規定により選択した老齢給付金の支給期間が終了したとき。

(3) 老齢給付金の全部を一時金として支給されたとき。

第3節 脱退一時金

(支給要件及び支給の方法)

第25条 加入者が、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、その者に脱退一時金を一時金として支給する。

(1) 加入者期間が1年以上20年未満（60歳に達した日において加入者である者にあつては、60歳に達した日における加入者期間が20年未満）で、加入者の資格を喪失したとき（死亡による資格喪失を除く。次号において同じ。）。

(2) 60歳未満、かつ、加入者期間が20年以上で、加入者の資格を喪失したとき。

(一時金額)

第26条 脱退一時金の額は、加入者の資格を喪失した日における仮想個人勘定残高とする。

(支給の繰下げ)

第27条 第25条第2号に該当する脱退一時金の受給権者（第5条第3号に該当して加入者の資格を喪失した者を除く。以下この条において同じ。）は、事業主に、60歳に達するまで当該脱退一時金の支給を繰り下げを申し出ることができる。

2 前項の規定により脱退一時金の支給を繰り下げている者は、次の各号のいずれかの割合（同項の請求をする前に脱退一時金の一部の支給を受けた者にあつては、第1号の割合に限る。）を選択して脱退一時金の一部の支給を申し出ることができる。

(1) 100%

(2) 50%

3 前項の規定により脱退一時金の支給を申し出た場合の脱退一時金の額は、加入者の資格を喪失した日における仮想個人勘定残高に前項の規定により選択した割合（脱退一時金の一部の支給を受けた者については、50%）を乗じて得た額とする。

(失権)

第28条 脱退一時金の受給権は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、消滅する。

(1) 脱退一時金の受給権者が死亡したとき。

(2) 脱退一時金の受給権者(第25条第2号に該当したことにより脱退一時金の受給権者となった者に限る。)が老齢給付金の受給権者となったとき。

第4節 遺族給付金

(支給要件及び支給の方法)

第29条 次に掲げる者が死亡したときは、その者の遺族に遺族給付金を一時金として支給する。

- (1) 老齢給付金の支給を受けている者
- (2) 加入者
- (3) 第27条第1項の規定に基づき脱退一時金の支給の繰下げの申出をしている者(遺族の範囲及び順位)

第30条 遺族給付金を受けることができる遺族は、次に掲げる者とする。この場合において、遺族給付金を受けることができる遺族の順位は、次の各号の順位とし、第2号及び第3号に掲げる者のうちにあつては同号に掲げる順位とする。また、第2号における父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。

- (1) 配偶者(婚姻の届出をしていないが、給付対象者の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。)
- (2) 給付対象者の死亡の当時主としてその収入によって生計を維持していた子、父母、孫又は祖父母
- (3) 前号に該当しない子、父母、孫又は祖父母
- (4) 給付対象者の死亡の当時主としてその収入によって生計を維持していた兄弟姉妹
- (5) 前号に該当しない兄弟姉妹

2 遺族給付金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人のした遺族給付金の支給の請求は、全員のためにその全額につきしたものとみなし、その1人に対してした遺族給付金の支給は、全員に対してしたものとみなす。

(一時金額)

第31条 一時金として支給する遺族給付金の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 第29条第1号に掲げる者が死亡した場合
標準年金額(老齢給付金の一部を一時金として支給を受けた者又は脱退一時金の一部の支給を受けた者については、標準年金額に50%を乗じて得た額)に、年金として支給する老齢給付金の残余保証期間に応じた別表第4に定める率を乗じて得た額
- (2) 第29条第2号に掲げる者が死亡した場合
死亡した加入者の、死亡した日における仮想個人勘定残高
- (3) 第29条第3号に掲げる者が死亡した場合
第27条第3項の規定により算定される額

第5章 掛金

(掛金)

第32条 事業主は、給付に関する事業に要する費用に充てるため、毎年1回、掛金を拠出する。

(標準掛金)

第33条 掛金のうち、標準掛金の額は、11月1日現在における各加入者(休職中の

者、休業中の者又は出勤停止中の者を除く。)の標準給与を合算した額に103.4%を乗じて得た額とする。

(特別掛金)

第34条 掛金のうち、特別掛金は、過去勤務債務の額を償却するための掛金とする。

2 前項の特別掛金は、過去勤務債務の額が生じるまでの間、その拠出を行わない。

(掛金の負担割合)

第35条 事業主は、掛金の全額を負担する。

(掛金の納付)

第36条 事業主は、毎年の掛金を11月末日(資産管理運用機関の休業日である場合には、前営業日)までに資産管理運用機関に納付する。

2 納付する掛金の額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(財政再計算)

第37条 事業主は、将来にわたって財政の均衡を保つことができるように、少なくとも5年ごとに、掛金の額を再計算した結果に基づく掛金を適用しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、事業主は、加入者の数が著しく変動した場合その他の規則第50条各号に定める場合には、速やかに、掛金の額を再計算する。

(積立金の額の評価)

第38条 本制度の掛金の額を計算する場合の積立金の額は、時価により評価する。

第6章 積立金の積立て

(継続基準の財政検証)

第39条 事業主は、毎事業年度の決算において、前条の規定により評価した積立金の額が、責任準備金の額(法第60条第2項に規定する責任準備金の額をいう。以下同じ。)から許容繰越不足金の額を控除した額を下回る場合には、当該事業年度の末日を計算基準日として掛金の額を再計算する。

2 前項の許容繰越不足金の額は、責任準備金の額に100分の15を乗じて得た額とする。

3 第1項の規定による再計算の結果に基づく掛金の額は、遅くとも当該事業年度の翌々事業年度の初日までに適用する。

(非継続基準の財政検証)

第40条 事業主は、毎事業年度の決算において、時価で評価した積立金の額が、最低積立基準額を下回る場合には、規則第58条の規定により必要な額を翌々事業年度から特例掛金として拠出する。

2 前項の最低積立基準額は、加入者等の当該事業年度の末日(以下この条において「基準日」という。)までの加入者期間に係る給付(以下「最低保全給付」という。)の額の現価の合計額とする。

3 前項の現価を算定するに当たっては、直前の財政計算の基準日以前の5年間における繰下げ利率及び年金給付利率の実績値の平均値を計算の基礎として用いる。

4 第2項の最低保全給付は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

(1) 基準日において、年金給付の支給を受けている者
当該年金給付

(2) 基準日において、加入者期間が20年以上である者(加入者を除く。)

その者が60歳に達したときに15年確定年金を選択したものとみなして支給される老齢給付金

- (3) 基準日において、加入者であって、加入者期間が20年以上（60歳に達している者にあつては、60歳に達した日における加入者期間が20年以上）である者
その者が基準日に加入者の資格を喪失した場合に15年確定年金を選択したものとみなして支給されることとなる老齢給付金の額に、当該加入者の基準日における年齢に応じて次の係数を乗じて得た額

$1 / (1 + \text{前項に定める繰下げ利率}) \times 60 - \text{基準日時点の年齢}$

- (4) 基準日における加入者（前号に規定する者を除く。）

その者が基準日に加入者の資格を喪失した場合に支給されることとなる脱退一時金の額に、当該加入者の基準日における年齢に応じて次の係数を乗じて得た額

$1 / (1 + \text{前項に定める繰下げ利率}) \times 60 - \text{基準日時点の年齢}$

（臨時拠出による特例掛金）

第41条 当該事業年度において積立金の額が零となることが見込まれる場合にあつては、事業主は、当該事業年度中における給付に関する事業に要する費用に充てるため必要な掛金の額を特例掛金として拠出する。

第7章 積立金の運用

（事業主の積立金の管理及び運用に関する契約）

第42条 事業主は、法第65条第1項の規定に基づき、信託会社又は信託業務を営む金融機関を相手方とする信託の契約を締結する。

2 前項に規定する信託の契約は、受益者に支払うべき支払金が、加入者若しくは加入者であつた者又はこれらの者の遺族が、この規約に定める給付を受けるための要件を満たしたときに支払われることを内容とするものでなければならない。

3 第1項に規定する信託の契約（以下「年金信託契約」という。）は、確定給付企業年金法施行令（平成13年政令第424号。以下「令」という。）第38条第1項第1号に該当するものでなければならない。

4 資産管理運用機関が欠けることとなるときは、事業主は、別に第1項に掲げる契約の相手方となるべき者を定めて、同項に掲げる契約を締結しなければならない。

（資産管理運用機関）

第43条 資産管理運用機関の名称及び住所は、別表第5のとおりとする。

（運用管理規程）

第44条 第42条第1項に掲げる契約に係る次の事項は、運用管理規程に定めるものとする。

(1) 契約に係る掛金の払込の割合

(2) 契約に係る給付費等の負担の割合

(3) 掛金の払込及び給付費等の負担の取りまとめを行う資産管理運用機関

(4) 資産の額の変更の手續

2 運用管理規程の策定及び変更は、加入者の過半数で組織する労働組合があるときは当該労働組合、加入者の過半数で組織する労働組合がないときは加入者の過半数を代表する者（以下この条において「労働組合等」という。）の同意を得て、事業主が行う。

3 前項の規定にかかわらず、積立金の安全かつ効率的な運用のために必要と認められる場合には、事業主は、前項に規定する労働組合等の同意を得ずに、運用管理規程を変更

することができる。

4 事業主は、前項の規定による運用管理規程の変更をしたときは、速やかに、労働組合等に報告し、その同意を得なければならない。

5 前2項に規定する手続による運用管理規程の変更は、運用管理規程において、あらかじめ、当該手続により運用管理規程の変更をすることができることが定められている場合に限りすることができる。

(積立金の運用)

第45条 事業主は、積立金の運用を安全かつ効率的に行わなければならない。

(運用の基本方針及び運用指針)

第46条 事業主は、積立金の運用に関して、運用の目的その他規則第83条第1項各号に掲げる事項を記載した基本方針（以下「基本方針」という。）を作成し、当該基本方針に沿って運用しなければならない。

2 基本方針は、法令に反するものであってはならない。

3 事業主は、基本方針と統合的な運用指針を作成し、これを資産管理運用機関に交付しなければならない。

(分散投資義務)

第47条 事業主は、積立金を、特定の運用方法に集中しない方法により運用するよう努めなければならない。

(政策的資産構成割合)

第48条 事業主は、長期にわたり維持すべき資産の構成割合を適切な方法により定めなければならない。

2 事業主は、事業主に使用され、その事務に従事する者として、前項の資産の構成割合の決定に関し、専門的知識及び経験を有する者を置くよう努めなければならない。

(資産の状況の確認)

第49条 事業主は、毎事業年度の末日において、第42条第1項の規定による運用に係る資産を時価により評価し、その構成割合を確認しなければならない。

(資産管理運用契約に基づく権利の譲渡等の禁止)

第50条 事業主は、資産管理運用契約（第42条第1項の規定により締結される同項に掲げる契約をいう。）に基づく権利を譲渡し、又は担保に供してはならない。

第8章 年金通算

(中途脱退者の選択)

第51条 本制度の事業主は、本制度の中途脱退者（本制度の加入者の資格を喪失した者であって、第25条に該当するものをいう。以下同じ。）に対して、次の各号のいずれか（加入者の資格を喪失してから1年以内に老齢給付金の支給要件を満たすことができるものにあつては、第1号、第2号又は第4号のいずれか）を選択させ、その選択に従い、当該本制度の中途脱退者に係る脱退一時金の支給若しくは支給の繰下げ又は脱退一時金相当額の移換をする。

(1) 速やかに、脱退一時金を受給すること。

(2) 第55条第1項の規定に基づき、速やかに、脱退一時金相当額を企業年金連合会（法第91条の2第1項に規定する企業年金連合会をいう。以下「連合会」という。）へ移換することを申し出ること。

(3) 第55条第1項の規定に基づき、本制度の加入者の資格を喪失した日から起算して

1年を経過したときに脱退一時金相当額を連合会に移換することを申し出ること。

(4) 第27条の規定に基づき、脱退一時金の支給の繰下げを申し出ること。

- 2 前項第3号又は第4号を選択した本制度の中途脱退者が、本制度の加入者の資格を喪失した日から起算して1年を経過する日までの間に、脱退一時金を受給すること又は次条第1項、第53条第1項、第54条第1項若しくは第55条第1項の規定により脱退一時金相当額を移換することを申し出た場合には、前項の規定による選択にかかわらず、本制度の事業主は、当該申出に従い、脱退一時金の支給又は脱退一時金相当額の移換をする。

(他の確定給付企業年金への脱退一時金相当額の移換)

第52条 本制度の中途脱退者は、他の確定給付企業年金（以下この条において「移換先確定給付企業年金」という。）の加入者の資格を取得した場合であって、移換先確定給付企業年金の規約において、あらかじめ、本制度の資産管理運用機関から脱退一時金相当額の移換を受けることができる旨が定められているときは、本制度の事業主に移換先確定給付企業年金の資産管理運用機関等（資産管理運用機関及び企業年金基金をいう。以下同じ。）への脱退一時金相当額の移換を申し出ることができる。

- 2 本制度の資産管理運用機関は、前項の申出があったときは、当該申出があった日以後3月以内に、移換先確定給付企業年金の資産管理運用機関等に当該申出に係る脱退一時金相当額を移換する。

- 3 第1項の申出は、本制度の中途脱退者が本制度の加入者の資格を喪失した日から起算して1年を経過する日までの間に限って行うことができる。ただし、天災その他その日までの間に申し出なかったことについてやむを得ない理由があるときは、この限りでない。

- 4 前項ただし書の場合における申出は、その理由がやんだ日の属する月の翌月の末日までに限って行うことができる。

- 5 本制度の事業主は、第2項の規定により本制度の資産管理運用機関が脱退一時金相当額を移換したときは、当該本制度の中途脱退者に係る脱退一時金の支給に関する義務を免れる。

(厚生年金基金への脱退一時金相当額の移換)

第53条 本制度の中途脱退者は、厚生年金基金の加入員の資格を取得した場合であって、当該厚生年金基金の規約において、あらかじめ、本制度の資産管理運用機関から脱退一時金相当額の移換を受けることができる旨が定められているときは、本制度の事業主に当該厚生年金基金への脱退一時金相当額の移換を申し出ることができる。

- 2 本制度の資産管理運用機関は、前項の申出があったときは、当該申出があった日以後3月以内に、当該厚生年金基金に当該申出に係る脱退一時金相当額を移換する。

- 3 第1項の申出は、本制度の中途脱退者が本制度の加入者の資格を喪失した日から起算して1年を経過する日又は当該厚生年金基金の加入員の資格を取得した日から起算して3月を経過する日のいずれか早い日までの間に限って行うことができる。ただし、天災その他その日までの間に申し出なかったことについてやむを得ない理由があるときは、この限りでない。

- 4 前項ただし書の場合における申出は、その理由がやんだ日の属する月の翌月の末日までに限って行うことができる。

- 5 本制度の事業主は、第2項の規定により本制度の資産管理運用機関が脱退一時金相当額を移換したときは、当該本制度の中途脱退者に係る脱退一時金の支給に関する義務を

免れる。

(確定拠出年金への脱退一時金相当額の移換)

第54条 本制度の中途脱退者は、企業型年金加入者（確定拠出年金法（平成13年法律第88号）第2条第8項に規定する企業型年金加入者をいう。）又は個人型年金加入者（同法第2条第10項に規定する個人型年金加入者をいう。）の資格を取得したときは、本制度の事業主に当該企業型年金の資産管理機関又は同法第2条第5項に規定する連合会（以下この条において「国民年金基金連合会」という。）への脱退一時金相当額の移換を申し出ることができる。

2 本制度の資産管理運用機関は、前項の申出があったときは、当該申出があった日以後3月以内に、当該企業型年金の資産管理機関又は国民年金基金連合会に当該申出に係る脱退一時金相当額を移換する。

3 第1項の申出は、本制度の中途脱退者が本制度の加入者の資格を喪失した日から起算して1年を経過する日までの間に限って行うことができる。ただし、天災その他その日までの間に申し出なかったことについてやむを得ない理由があるときは、この限りでない。

4 前項ただし書の場合における申出は、その理由がやんだ日の属する月の翌月の末日までに限って行うことができる。

5 本制度の事業主は、第2項の規定により本制度の資産管理運用機関が脱退一時金相当額を移換したときは、当該本制度の中途脱退者に係る脱退一時金の支給に関する義務を免れる。

(連合会への脱退一時金相当額の移換)

第55条 本制度の中途脱退者は、本制度の事業主に脱退一時金相当額の連合会への移換を申し出ることができる。

2 本制度の資産管理運用機関は、前項の申出があったときは、当該申出があった日以後3月以内に、連合会に当該申出に係る脱退一時金相当額を移換する。

3 第1項の申出は、本制度の中途脱退者が本制度の加入者の資格を喪失した日から起算して1年を経過する日までの間に限って行うことができる。ただし、天災その他その日までの間に申し出なかったことについてやむを得ない理由があるときは、この限りでない。

4 前項ただし書の場合における申出は、その理由がやんだ日の属する月の翌月の末日までに限って行うことができる。

5 本制度の事業主は、第2項の規定により本制度の資産管理運用機関が脱退一時金相当額を移換したときは、当該本制度の中途脱退者に係る脱退一時金の支給に関する義務を免れる。

(中途脱退者への事業主の説明義務)

第56条 本制度の事業主は、本制度の中途脱退者に対して、第52条第1項、第53条第1項、第54条第1項又は前条第1項の規定による脱退一時金相当額の移換の申出の期限その他脱退一時金相当額の移換に関して必要な事項について、説明しなければならない。

第9章 終了及び清算

(制度の終了)

第57条 本制度は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときに終了する。

- (1) 法第84条第1項の規定による承認があったとき。
- (2) 法第86条の規定により規約の承認の効力が失われたとき。
- (3) 法第102条第3項又は第6項の規定により規約の承認が取り消されたとき。

2 事業主は、前項第1号の承認を受けたときは、遅滞なく、同号の承認を受けた旨を実施事業所に使用される厚生年金保険の被保険者に周知させなければならない。

(終了時の掛金の一括拋出)

第58条 本制度が終了する場合において、当該終了する日における積立金の額が、当該終了する日を事業年度の末日とみなして算定した最低積立基準額を下回るときは、事業主は、当該下回る額を、掛金として一括して拋出する。

(支給義務の消滅)

第59条 事業主は、本制度が終了したときは、本制度の加入者であった者に係る給付の支給に関する義務を免れる。ただし、終了した日までに支給すべきであった給付でまだ支給していないものの支給又は第52条第2項、第53条第2項、第54条第2項若しくは第55条第2項の規定により終了した日までに移換すべきであった脱退一時金相当額でまだ移換していないものの移換に関する義務については、この限りでない。

(清算人)

第60条 本制度の清算人は、本制度が終了したときに、事業主（事業主が法第86条第2号に該当したことにより本制度が終了した場合にあっては合併後存続する法人又は合併により設立された法人）が選任した者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、厚生労働大臣が清算人を選任する。

- (1) 前項の規定により清算人となる者がいないとき。
- (2) 本制度が第57条第1項第3号の規定により終了したとき。
- (3) 清算人が欠けたため損害を生ずるおそれがあるとき。

3 清算人の職務の執行に要する費用は、事業主が負担する。

(残余財産の分配)

第61条 本制度の残余財産は、清算人が、その終了した日において事業主が給付の支給に関する義務を負っていた者（以下「終了制度加入者等」という。）に分配する。

2 前項の規定により残余財産を分配する場合において、各終了制度加入者等に分配する額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 残余財産の額が、本制度が終了した日（以下この条において「終了日」という。）を事業年度の末日とみなして算定した最低積立基準額（以下この条において「終了日の最低積立基準額」という。）を上回る場合

次に掲げる額を合算した額

イ 各終了制度加入者等に係る終了日の最低積立基準額

ロ 残余財産の額から終了日の最低積立基準額を控除した額に、次のAに掲げる額をBに掲げる額で除して得た率を乗じて得た額

A 各終了制度加入者等に係る終了日の最低積立基準額

B 終了日の最低積立基準額

- (2) 残余財産の額が、終了日の最低積立基準額以下である場合

次のイ及びロに掲げる者の区分に応じて、当該イ及びロに定める額

イ 終了日における受給権者及び加入者期間が20年以上である加入者であった者（以下この号において「受給権者等」という。）

各受給権者等に係る終了日の最低積立基準額。ただし、各受給権者等に係る終

了日の最低積立基準額の総額が残余財産の額を上回っている場合にあつては、当該残余財産の額に次のAに掲げる額をBに掲げる額で除して得た率を乗じて得た額とする。

A 各受給権者等に係る終了日の最低積立基準額

B 各受給権者等に係る終了日の最低積立基準額の総額

ロ 終了日における加入者（受給権者等を除く。以下ロにおいて同じ。）

残余財産を受給権者等に分配した後の残余に次のAに掲げる額をBに掲げる額で除して得た率を乗じて得た額

A 各加入者に係る終了日の最低積立基準額

B 各加入者に係る終了日の最低積立基準額の総額

3 第1項の規定により残余財産を分配する場合には、終了制度加入者等にその全額を支払うものとし、当該残余財産を事業主に引き渡してはならない。

（連合会への残余財産の移換）

第62条 終了制度加入者等（本制度が終了した日において事業主が老齢給付金の支給に関する義務を負っていた者に限る。以下この条において同じ。）は、清算人に、残余財産（前条第1項の規定により各終了制度加入者等に分配される残余財産をいう。以下この条において同じ。）の連合会への移換を申し出ることができる。

2 前項の申出があつたときは、本制度の資産管理運用機関は、連合会に当該申出に係る残余財産を移換する。

3 連合会が前項の規定により残余財産の移換を受けたときは、前条第1項の規定の適用については、当該残余財産は、当該終了制度加入者等に分配されたものとみなす。

第10章 雑則

（業務の委託）

第63条 事業主は、株式会社りそな銀行に次に掲げる業務を委託する。

（1）年金数理に関する業務

（2）給付金の支払に関する業務

（3）加入者（年金受給待期者、年金受給者含む。）の記録管理補助

（4）掛金額計算補助

（5）給付額計算補助

2 事業主は、前項に規定する業務のほか、法第93条に規定する業務の委託会社に、次に掲げる業務を委託することができる。

（1）年金資産及び年金債務の将来予測（運用の基本方針の策定のために必要な年金資産分析（リターン・リスク分析等）及び関連業務（最適資産構成に関する相談・助言等）を含む。）に関する業務

（2）運用実績に係る統計の作成に関する業務

（事業年度）

第64条 本制度の事業年度は、7月1日に始まり、翌年6月末日に終わる。

（事業主の行為準則）

第65条 事業主は、法令、法令に基づいてする厚生労働大臣の処分及び規約を遵守し、加入者等のため忠実にその業務を遂行しなければならない。

2 事業主は、次に掲げる行為をしてはならない。

（1）自己又は加入者等以外の第三者の利益を図る目的をもって、資産管理運用契約を

締結すること。

(2) 積立金の運用に関し特定の方法を指図すること。

(3) 特別な利益の提供を受けて契約を締結すること。

(業務概況の周知)

第66条 事業主は、本制度の業務の概況について、毎事業年度1回以上、当該時点における次に掲げる事項（第2号から第6号までに掲げる事項にあつては、当該時点における直近の概況。以下この条において「周知事項」という。）を加入者に周知させなければならない。

(1) 給付の種類ごとの標準的な給付の額及び給付の設計

(2) 加入者の数及び給付の種類ごとの受給権者の数

(3) 給付の種類ごとの給付の支給額その他給付の支給の概況

(4) 事業主が資産管理運用機関等に納付した掛金の額、納付時期その他掛金の納付の概況

(5) 積立金の額と責任準備金の額及び最低積立基準額との比較その他積立金の積立ての概況

(6) 積立金の運用収益又は運用損失及び資産の構成割合その他積立金の運用の概況

(7) 基本方針の概要

(8) その他本制度の事業に係る重要事項

2 周知事項を加入者に周知させる場合には、次のいずれかの方法によるものとする。

(1) 常時各実施事業所の見やすい場所に掲示する方法

(2) 書面を加入者に交付する方法

(3) 磁気テープ、磁気ディスクその他これらに準ずる物に記録し、かつ、各実施事業所に加入者が当該記録の内容を常時確認できる機器を設置する方法

(4) その他周知が確実に行われる方法

3 事業主は、周知事項について、加入者以外の者であつて事業主が給付の支給に関する義務を負っているものにも、できる限り同様の措置を講ずるよう努める。

(届出)

第67条 受給権者が死亡したときは、戸籍法（昭和22年法律第224号）の規定による死亡の届出義務者は、30日以内に、その旨を事業主に届け出なければならない。

2 前項の規定による死亡の届出は、届書に、受給権者の死亡を証する書類を添付して、事業主に提出することによって行う。

(報告書の提出)

第68条 事業主は、毎事業年度終了後4月以内に、事業報告書及び決算に関する報告書を作成し、地方厚生（支）局長に提出しなければならない。

2 前項の事業報告書には、次に掲げる事項を記載する。

(1) 加入者及び給付の種類ごとの受給権者に関する事項

(2) 給付の支給状況及び掛金の拠出状況に関する事項

(3) 積立金の運用に関する事項

3 第1項の決算に関する報告書は、次に掲げるものとする。

(1) 貸借対照表

(2) 損益計算書

(3) 積立金の額と責任準備金の額及び最低積立基準額並びに積立上限額との比較並びに積立金の積立てに必要な掛金の額を示した書類

- 4 事業主は、第1項の書類を実施事業所に備え付けて置かなければならない。
- 5 加入者等は、事業主に対し、前項の書類の閲覧を請求することができる。この場合において、事業主は、正当な理由がある場合を除き、これを拒んではならない。

(年金数理関係書類の年金数理人による確認)

第69条 事業主が厚生労働大臣に提出する規則第116条第1項各号に掲げる年金数理に関する業務に係る書類は、当該書類が適正な年金数理に基づいて作成されていることを年金数理人が確認し、署名押印したものでなければならない。

(法令等の適用)

第70条 この規約に特別の定めがあるもののほか、本制度に係る業務の執行に関し必要な事項は、法、令、規則その他関係法令及び厚生労働省が発出する通知に定めるところによる。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、平成22年5月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(資格取得の時期及び加入者期間に関する経過措置)

第2条 施行日において現に第3条に規定する加入者に該当する者（昭和58年12月1日以前に競馬飼糧株式会社で使用されていた者であって、施行日において60歳に達している者を除く。）は、施行日に、加入者の資格を取得する。

- 2 前項の規定により加入者の資格を取得した者が施行日前に実施事業所に使用されていた期間は、施行日に、第6条に規定する加入者期間及び給付額算定用加入者期間に合算する。
- 3 前項により合算した加入者期間及び給付額算定用加入者期間は、第6条中「加入者の資格を取得した日」を「従業者となった日」と読み替えて第6条の規定により計算される期間とする。
- 4 前項の規定にかかわらず、第1項により本制度に加入した者のうち、次の表に掲げる厚生年金適用事業所における勤続期間を有する者は、当該期間を第6条又は前項に定める加入者期間及び給付額算定用加入者期間に通算するものとする。

名 称	所 在 地
日本競馬施設株式会社	東京都港区新橋4丁目5番4号
共栄商事株式会社	東京都港区新橋4丁目5番4号
新和サービス株式会社	東京都港区新橋4丁目5番4号
競馬飼糧株式会社	東京都港区新橋4丁目5番4号

(適格退職年金契約に係る権利義務の承継)

第3条 事業主は、厚生労働大臣の承認を受けて、施行日の前日において当該事業主が締結していた適格退職年金契約に係る給付の支給に関する権利義務を、施行日に、承継する。

- 2 前項の規定により事業主が権利義務を承継したときは、本制度の資産管理運用機関は、平成22年6月30日までに、当該適格退職年金契約に係る積立金の移換を受ける。
- 3 第1項の規定により事業主が権利義務を承継したときは、施行日の前日において当該適格退職年金契約に係る受給権を有する者は、支給に関する権利義務が承継された給付

について本制度の受給権者となり、その給付の内容については、なお従前の例による。ただし、年金給付の支払日については、当該受給権者の選択により第15条第1項の規定に従うことができるものとする。

(事業年度に関する経過措置)

第4条 第64条の規定にかかわらず、本制度の最初の事業年度は、施行日に始まり、平成23年6月30日に終わる。

(財政再計算に関する経過措置)

第5条 第37条第1項の規定にかかわらず、本制度の最初の再計算は、平成25年6月30日を基準に行うものとする。

(最低保全給付に関する経過措置)

第6条 附則第3条第1項の規定により事業主が適格退職年金契約に係る給付の支給に関する権利義務を承継したときは、当該権利義務を承継された者に係る第40条第4項の最低保全給付の額は、同項各号に掲げる最低保全給付の額から、当該権利義務の承継により増加することとなる最低保全給付の額に、平成14年4月1日から基準日(第40条第2項に規定する基準日をいう。)までの年数(その期間に1年に満たない端数があるときは、これを切り捨てる。)を15から減じた数(当該数が零未満となる場合にあっては零とする。)を15で除して得た数を乗じて得た額を控除した額とする。

(再評価率、繰下げ利率及び年金給付利率に関する経過措置)

第7条 第8条第2項、次条第2項及び附則第9条第2項の規定にかかわらず、施行日から平成23年3月末日まで適用する再評価率は、2.0%とする。

2 第8条第3項、次条第3項及び附則第9条第3項の規定にかかわらず、施行日から平成23年3月末日まで適用する繰下げ利率は、1.3%とする。

3 第22条第4項の規定にかかわらず、施行日から平成23年3月末日まで適用する年金給付利率は、2.0%とする。

(仮想個人勘定残高に関する経過措置)

第8条 附則第2条第1項の規定により施行日に加入者となった者(次条に規定する者を除く。)の仮想個人勘定残高は、第8条第1項の規定にかかわらず、次の各号に定める額の合計額とする。なお、平成22年5月から平成23年3月までの間における仮想個人勘定残高の算定に当たっては、第3号中「直前の3月末日」とあるのを「施行日」と読み替えて適用するものとする。

(1) 実施事業所の退職金規程附則第6項第1号に定める額

(2) 第8条第1項第1号に掲げる額

(3) 加入者の資格を取得した日の属する月から当該資格を喪失した日の属する月までの各月につき、直前の3月末日現在における仮想個人勘定残高に再評価率を乗じて得た額(1円未満の端数があるときは、これを四捨五入する。)を12で除して得た額(1円未満の端数があるときは、これを四捨五入する。)を累計した額

(4) 加入者の資格を喪失した日の属する月の翌月から年金の支給開始の日の属する月の前月までの各月につき、直前の3月末日現在における仮想個人勘定残高(加入者の資格を喪失した直後の3月末日までは加入者の資格を喪失した日の仮想個人勘定残高)に繰下げ利率を乗じて得た額(1円未満の端数が生じた場合は、これを四捨五入する。)を12で除して得た額(1円未満の端数が生じた場合は、これを四捨五入する。)を累計した額

2 前項第3号の再評価率は、毎年、12月以前5年間に発行された国債(期間10年の

ものに限る。)の応募者利回りの平均値に0.5%を加えた率(0.1%未満の端数があるときは、これを四捨五入する。ただし、3.5%を上回る場合にあっては3.5%とし、0.5%を下回る場合にあっては0.5%とする。)に改定し、翌年の4月から1年間適用する。

- 3 第1項第4号の繰下げ利率は、毎年、その年の4月における規則第43条第2項第1号に規定する厚生労働大臣が定める率(当該厚生労働大臣が定める率が0.0%を下回る場合にあっては0.0%とする。)に改定し、その年の4月から1年間適用する。

(旧競馬飼糧在籍者の仮想個人勘定残高に関する経過措置)

第9条 附則第2条第1項の規定により施行日に加入者となった者であつて、昭和58年12月1日以前に競馬飼糧株式会社に使用されていた者(以下「旧競馬飼糧在籍者」という。)の仮想個人勘定残高は、第8条及び前条の規定にかかわらず、次の各号に定める額とする。なお、平成22年5月から平成23年3月までの間における仮想個人勘定残高の算定に当たっては、各号ハ中「直前の3月末日」とあるのを「施行日」と読み替えて適用するものとする。

- (1) 60歳に達した日以後最初の3月末日以降に加入者の資格を喪失した場合

次に掲げる額の合計額

イ 実施事業所の退職金規程附則第6項第1号に定める額

ロ 加入者の資格を取得した日の属する月から60歳に達した日以後最初の3月末日の属する月までの各月につき、各月末日現在における基準給与の額に当該日現在における給付額算定用加入者期間に応じた別表第2に定める率を乗じて得た額(1円未満の端数が生じた場合は、これを四捨五入する。)を累計した額

ハ 加入者の資格を取得した日の属する月から60歳に達した日以後最初の3月末日の属する月までの各月につき、直前の3月末日現在における仮想個人勘定残高に再評価率を乗じて得た額(1円未満の端数があるときは、これを四捨五入する。)を12で除して得た額(1円未満の端数があるときは、これを四捨五入する。)を累計した額

ニ 60歳に達した日以後最初の3月末日の属する月の翌月から加入者の資格を喪失した日の属する月(老齢給付金の受給権者については、年金の支給開始の日の属する月の前月。ただし、老齢給付金の支給の繰下げの申出をしている者が死亡した場合は当該死亡した日の属する月。)までの各月につき、直前の3月末日現在における仮想個人勘定残高に繰下げ利率を乗じて得た額(1円未満の端数が生じた場合は、これを四捨五入する。)を12で除して得た額(1円未満の端数が生じた場合は、これを四捨五入する。)の累計額

- (2) 60歳に達した日以後最初の3月末日未満で加入者の資格を喪失した場合

次に掲げる額の合計額

イ 実施事業所の退職金規程附則第6項第1号に定める額

ロ 加入者の資格を取得した日の属する月から当該資格を喪失した日の属する月までの各月につき、各月末日現在における基準給与の額に当該日現在における給付額算定用加入者期間に応じた別表第2に定める率を乗じて得た額(1円未満の端数が生じた場合は、これを四捨五入する。)を累計した額

ハ 加入者の資格を取得した日の属する月から当該資格を喪失した日の属する月までの各月につき、直前の3月末日現在における仮想個人勘定残高に再評価率を乗じて得た額(1円未満の端数があるときは、これを四捨五入する。)を12で除して得た額(1円未満の端数があるときは、これを四捨五入する。)を累計した額

ニ 加入者の資格を喪失した日の属する月の翌月から年金の支給開始の日の属する月の前月までの各月につき、直前の3月末日現在における仮想個人勘定残高（加入者の資格を喪失した直後の3月末日までは加入者の資格を喪失した日の仮想個人勘定残高）に繰下げ利率を乗じて得た額（1円未満の端数が生じた場合は、これを四捨五入する。）を12で除して得た額（1円未満の端数が生じた場合は、これを四捨五入する。）の累計額

2 前項第1号ハ及び前項第2号ハの再評価率は、毎年、12月以前5年間に発行された国債（期間10年のものに限る。）の応募者利回りの平均値に0.5%を加えた率（0.1%未満の端数があるときは、これを四捨五入する。ただし、3.5%を上回る場合にあつては3.5%とし、0.5%を下回る場合にあつては0.5%とする。）に改定し、翌年の4月から1年間適用する。

3 第1項第1号ニ及び第1項第2号ニの繰下げ利率は、毎年、その年の4月における規則第43条第2項第1号に規定する厚生労働大臣が定める率（当該厚生労働大臣が定める率が0.0%を下回る場合にあつては0.0%とする。）に改定し、その年の4月から1年間適用する。

（老齢給付金の支給の繰下げに関する経過措置）

第10条 老齢給付金の受給権者であつて老齢給付金の支給を請求していない者のうち、旧競馬飼糧在籍者である者は従業者である間、事業主に、当該老齢給付金の支給を繰り下げを申し出ることができる。

2 前項の申出をした老齢給付金の受給権者に対する老齢給付金の支給は、第14条の規定にかかわらず、支給の繰下げが終了する月の翌月から始める。

3 第1項の申出をした老齢給付金の受給権者に支給する老齢給付金の額は、第22条の規定により算定される額とする。

（老齢給付金の支給の繰下げ中者が死亡した場合の遺族給付金）

第11条 前条第1項の規定に基づき老齢給付金の支給の繰下げの申出をしている者が死亡したときは、その者の遺族に遺族給付金を一時金として支給する。

2 前項の規定により一時金として支給する遺族給付金の額は、附則第9条第1項第1号により算定される、死亡した日における仮想個人勘定残高（老齢給付金の一部を一時金として支給を受けた者又は脱退一時金の一部の支給を受けた者については、50%を乗じて得た額）とする。

（老齢給付金の支給の繰下げ中者の最低保全給付）

第12条 附則第10条第1項の規定に基づき老齢給付金の支給の繰下げの申出をしている者の最低保全給付は、その者が基準日において当該支給の繰下げの申出をした老齢給付金の支給を請求するとした場合において15年確定年金を選択したものとみなして年金として支給される老齢給付金とする。

（旧競馬飼糧在籍者の標準給与に関する経過措置）

第13条 旧競馬飼糧在籍者が60歳に達した日以後最初の3月末日の属する月の翌月以降の標準給与は、第9条の規定にかかわらず零とする。

附 則

この規約は、承認の日から施行し、平成22年6月30日から適用する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、平成22年11月1日から施行する。

(掛金に関する経過措置)

第2条 平成22年10月以前の月に係る掛金については、なお従前の例(掛金率及び負担割合)による。

附 則

この規約は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、平成24年5月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(給付に関する経過措置)

第2条 施行日において、この規約による変更前の規約に基づき給付を受ける権利を有する者の給付については、なお従前の例による。

(掛金に関する経過措置)

第3条 平成24年4月以前の月に係る掛金については、なお従前の例(掛金率及び負担割合)による。

(標準給与に関する経過措置)

第4条 第9条の規定にかかわらず、施行日において加入者である者の標準給与は、施行日における本俸とし、平成24年12月まで適用するものとする。

附 則

この規約は、平成24年6月30日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、平成26年7月1日から施行する。

(掛金に関する経過措置)

第2条 平成26年6月以前の月に係る掛金については、なお従前の例(掛金率及び負担割合)による。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、平成27年10月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(給付に関する経過措置)

第2条 施行日前において、この規約による変更前の規約に基づき給付を受ける権利を有する者の給付については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、平成27年10月1日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

(連合会に関する経過措置)

第2条 第51条第1項第2号に規定する連合会は、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成25年法律第63号。）附則第70条に規定する連合会の設立までの間、同法附則第3条第13号に規定する存続連合会とする。

附 則

この規約は、届出の日から施行し、平成27年10月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、平成28年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(旧競馬飼糧在籍者のうち、施行日において60歳に達している者に関する経過措置)

第2条 附則第9条に定める旧競馬飼糧在籍者のうち、施行日において60歳に達している者の仮想個人勘定残高は、第8条、附則第8条及び附則第9条の規定にかかわらず、この規約による変更前のJRAファシリティーズ株式会社確定給付企業年金規約（以下「旧規約」という。）附則第9条の規定により算定される額とする。

2 前項に掲げる者が60歳に達した日の属する月の翌月以降の標準給与は、第9条及び附則第13条の規定にかかわらず零とする。

(給付に関する経過措置)

第3条 施行日前において、旧規約に基づき給付を受ける権利を有する者の給付については、なお従前の例による。

附 則

この規約は、平成28年10月1日から施行し、平成27年10月1日から適用する。

附 則

この規約は、平成28年10月1日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この規約は、平成28年10月1日から施行し、平成28年7月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、平成29年4月1日から施行する。

(給付に関する経過措置)

第2条 平成29年3月31日において、現にこの規約による変更前のJRAファシリティーズ株式会社確定給付企業年金規約による給付を受ける権利を有する者に係る給付については、なお従前の例による。ただし、繰下げ利率に下限を設定する変更については、この限りではない。

附 則

この規約は、平成30年5月1日から施行する。

附 則

この規約は、令和元年7月1日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、令和元年7月1日から施行する。

(掛金に関する経過措置)

第2条 令和元年6月以前の月に係る掛金については、なお従前の例（掛金率及び負担割合）による。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、令和2年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(給付に関する経過措置)

第2条 施行日前において、この規約による変更前の規約に基づき給付を受ける権利を有する者の給付については、なお従前の例による。

(仮想個人勘定残高に関する経過措置)

第3条 施行日において現に第3条に規定する加入者である者の仮想個人勘定残高は、第8条、附則第8条及び附則第9条の規定にかかわらず、令和2年1月1日前の期間については、この規約による変更前の規約により算定される額とする。

別表第 1

イ 実施事業所の事業主の名称及び住所

名称	住所
J R A ファシリティーズ株式会社	東京都中央区八丁堀三丁目 1 9 番 9 号

ロ 実施事業所の名称及び所在地

名称	所在地
J R A ファシリティーズ株式会社	東京都中央区八丁堀 3 - 1 9 - 9

別表第 2 乗率表

期間	乗率 (%)
1 0 年未満	8 . 5
1 0 年以上 2 5 年未満	1 5 . 0
2 5 年以上 3 8 年未満	1 . 5
3 8 年以上	1 . 0

別表第 3 年金給付利率別・年金支給期間別 確定年金現価率表

年金給付利率 (%)	15年確定年金現価率 (倍)	10年確定年金現価率 (倍)
2.0	12.94524	9.04968
2.1	12.85365	9.00583
2.2	12.76304	8.96232
2.3	12.67337	8.91912
2.4	12.58465	8.87625
2.5	12.49686	8.83369
2.6	12.40998	8.79145
2.7	12.32401	8.74952
2.8	12.23893	8.70790
2.9	12.15473	8.66659
3.0	12.07141	8.62558
3.1	11.98895	8.58487
3.2	11.90733	8.54445
3.3	11.82656	8.50434
3.4	11.74662	8.46451
3.5	11.66749	8.42498

別表第4 選択一時金給付乗率表（年金給付利率2.0%に応じた確定年金現価率）

残余保証期間 (年)	乗率 (倍)
0	0.00000
1	0.98771
2	1.95606
3	2.90542
4	3.83617
5	4.74866
6	5.64327
7	6.52033
8	7.38020
9	8.22320
10	9.04968
11	9.85995
12	10.65433
13	11.43314
14	12.19667
15	12.94524

残余保証期間に1年未満の端数月がある場合の乗率算出は、次の算式による。

(端数月を切り捨てた期間による乗率)

+ { (端数月を切り上げた期間による乗率) - (端数月を切り捨てた期間による乗率) } × 端数月数 / 12

(小数点以下第6位を四捨五入)

別表第5 資産管理運用機関

名 称	住 所
(年金信託契約)	
株式会社りそな銀行	大阪府大阪市中央区備後町2-2-1
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内1-4-5
三井住友信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内1-4-1

